



2024年5月10日

各 位

会社名 青山商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 青山 理
(コード番号 8219 東証プライム市場)
問合せ先 取締役兼専務執行役員
グループ経営本部長 山根 康一
兼 総合企画部長
(TEL 084-920-0050)

株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）に対して導入している「譲渡制限付株式報酬制度」（以下「現行株式報酬制度」といいます。）を廃止し、新たに当社の取締役及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対し株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2024年6月27日開催の第60回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景及び目的

当社は、2021年6月29日開催の当社第57回定時株主総会において、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とし、また、割り当てる譲渡制限付株式の総数を年160,000株以内とする現行株式報酬制度の導入をご承認いただき、今日に至っております。

当社取締役会は、現行株式報酬制度と同様に取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるとともに、信託スキームと譲渡制限付株式スキームで得られるメリットを活用することを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

なお、本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、現行株式報酬制度及び当該報酬枠を廃止し、今後現行株式報酬制度に基づく新たな譲渡制限付株式の交付は行わないことといたします。ただし、すでに交付した譲渡制限付株式は今後も存続することとします。

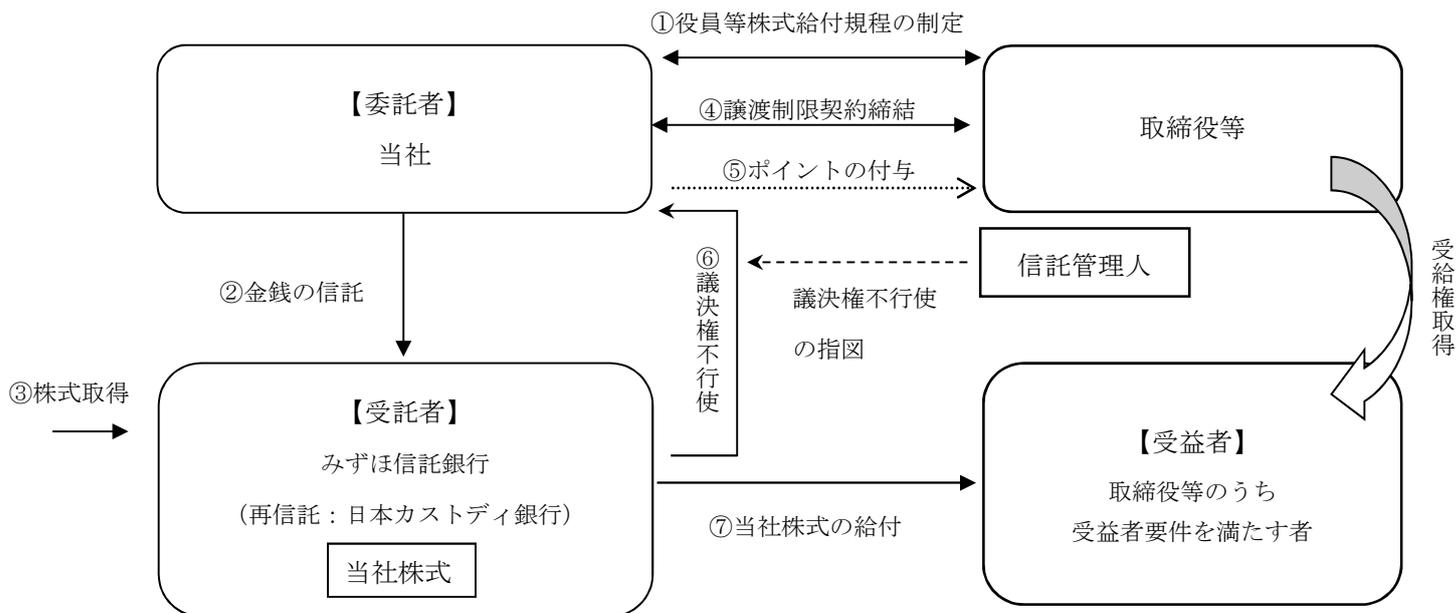
2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員等株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位からも退任するまでの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(1) 対象者	当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員
(2) 信託期間	・2024年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続する。）。
(3) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託による当社株式の取得は、拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法（新株発行は行わない）により取得。（※1）（※2）（※3） ・取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（4）のとおり、1事業年度当たり160,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は480,000株となる。
(4) 取締役等に給付される当社株式の数の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度に関して、役員等株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与（具体的には、会社業績指標である連結営業利益等の中期経営計画に対する達成度合い及び社会的指標であるESGの取組み評価等の評価項目（KPI）の達成度等を考慮し、上記（3）の範囲内で報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社取締役会にて決定する。また使用する評価項目も同様に、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社取締役会にて決定する。）。 ・付与されたポイントは、下記（5）の当社株式の給付に際し、1ポイントあたり当社株式1株に換算。（※4） ・取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、160,000ポイント（うち、取締役分として120,000ポイント）を上限とする。（※5）
(5) 当社株式の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（4）に記載のポイント数に応じた数の当社株式について、原則として毎年一定の時期に本信託から給付を受ける。 ・取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額を基礎とする。（※6）
(6) 議決権行使	・本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととする。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図している。
(7) 配当の取扱い	・本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられる。（※7）
(8) 信託終了時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了する。 ・本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定している。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（7）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付される。
(9) 不支給条件	・不祥事等の社会通念上不適切と判断される事象が発生した場合、又は当社財務状況を勘案してポイント付与が不適切と判断される場合等に該当する場合、ポイントは付与せず、当然に株式も給付しない。

- (※1) 当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、金銭を本信託に拠出する。（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額。
- (※2) 当社は、本信託設定（2024年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定する。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、上記（4）のとおり、1事業年度当たり160,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、480,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出する。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示する。
- (※3) 当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出する。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出する。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示をする。
- (※4) 本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。
- (※5) 取締役等に付与するポイント数については、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断している。
- (※6) ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。また、役員等株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とする。
- (※7) 本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員等株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになる。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員等株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当社における取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位からも退任するまでの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員等株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。

(1) 譲渡制限の内容	・取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位からも退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと
(2) 当社による無償取得	・一定の非違行為等があった場合や下記(3)の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること
(3) 譲渡制限の解除	・取締役等が、当社における取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位からも正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること
(4) 組織再編等における取扱い	・譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT-RS）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等のうち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2024年8月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 2024年8月（予定）
- ⑨信託の期間 : 2024年8月（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上